



男女共同参画の視点

活用してください 男女共同参画センター

市では、性別にかかわらず皆さんが活躍できる社会づくりを目指すための拠点として、ボンベルタ成田アネックス館に男女共同参画センターを設置しています。

センターでは、男女共同参画に関する講座などを開催するほか、団体や個人への部屋の貸し出しを行っています。各部屋は、会議やイベントをはじめ、さまざまな活動に利用できます。利用には事前の登録が必要です。

開館時間＝午前9時～午後9時(午後5時以降に利用がない場合は午後7時まで)

休館日＝12月29日～1月3日

設備＝マイク、スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードなど

利用料(1時間あたり)

	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室(50人)	220円	270円
活動室(20人)	110円	130円
多目的室(6人)	50円	60円

*冷暖房を利用する期間(6月1日～9月30日、11月1日～3月31日)は、40パーセントの割増料金がかかります

誰でも自由に利用することができるミーティング室もありますので、足を運んでみてください。

※開館時間が変更となる場合があります。くわしくは市民協働課(☎20-1507)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page104000.html>)へ。



消費生活相談Q&A

キャンプ用品を 安全に使用するポイントは

Q ソーシャルディスタンスを保つことのできるレジャーとして、家族でのキャンプやアウトドアクッキングを楽しもうと思っています。しかし、ガスカートリッジの取り付け不良によるガス漏れや破裂・引火などのニュースを耳にしたことがあり、不安です。安全に使用するために注意点することはありますか。

A カートリッジガスコンロやガストーチなどで使用するガスカートリッジ(アウトドアボンベ・カセットボンベ)は、機器との接続不良や加熱が原因で破裂・引火などを引き起こし、やけどにつながる恐れがあります。換気が不十分な中でポータブルストーブやランタンなどを使用すると一酸化炭素中毒などの重篤な被害が発生する原因となります。キャンプ用品は取り扱いを間違えると危険ですので、取扱説明書をきちんと読んで正しく使いましょう。

安全に使用するポイント

- 燃料が漏れ、引火する可能性があるため、部品の汚れや劣化がないか使用前に機器の点検をする
- ガス漏れや火災の危険があるため、取扱説明書を読み指定された燃料を正しく接続する

- たき火やコンロ・ストーブ・ランタンなどは、テント内ではなく、屋外の風通しの良い場所で使用し、一酸化炭素中毒にならないよう注意する
- 放射熱によりカートリッジが加熱され、破裂する恐れがあるので、大きすぎる鍋などは使用しない
- 直射日光で高温になる車内や炎天下の砂浜、河原などにガスカートリッジを放置しない
- 完全に使い切ってから、風通しの良い屋外でガス抜きをし、空になったら、カセットコンロ用ガスボンベは金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として、大きなガスボンベは販売店またはメーカーの指示に従って廃棄する

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

超過分が払い戻されます

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)にお問い合わせください。

支給対象世帯には「該当通知書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間



に必要な物を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物＝該当通知書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。

申請に必要な物＝保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送で高額療養費の申請ができます。**くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

年金

受給者が亡くなったときは速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払われ続けてしまう場合があります。その場合、多く支給された分を後から返納してもらうこととなりますので、届け出は速やか

をお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。